

日常化した禁教社会

江戸時代はキリスト教の信仰が禁止され、禁教政策が制度的に整備された時代でした。禁教社会を維持するために、幕府は全国へ取り締まりを命じ、各大名はキリシタンの摘発を徹底します。北部九州を中心として行なわれた絵踏や、全国規模で実施された宗門人別改や寺請制度などはその一例です。このような政策によって、キリシタンのいない社会が作り上げられていきました。

当展示では、キリシタンではないことの証明として機能した踏絵と起請文を通して、禁教社会の実態に迫ります。

ごあいさつ

信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

これは、日本国憲法第20条の条文で、いわゆる「信教の自由」について規定している。第19条の思想・良心の自由とならび、人間の尊厳を保障している条文である。今日では当たり前のこととして定着しているこの考えも、江戸時代では様相が異なっていた。

幕府や藩は、一向宗や日蓮宗不受不施といった特定宗教を取り締りの対象としていた。これにあわせて、キリスト教に関しても宣教師などの布教者はもとより、信仰者（キリシタン）も捕縛し、厳しく改宗を迫ったり、刑に処すこともあった。その履行にあたっては、当時の立法手続きに従って禁教を法制化し、合法的に展開していた。治者が宗教を取り締まっていた背景には、人民統制の妨げになること、ひいては国内権力に反目する可能性のある予備軍として位置付けられたことがある。常に、宗教や思想、信条といった目に見えない“モノ”に対して畏怖していた当時の支配者の姿が浮き上がる。

江戸時代の禁教政策の柱となったのは宗門改である。町や村の構成員を檀那寺に所属させる寺請制度、相互に監視させる五人組制度、北部九州をはじめとする一部の地域では踏絵も実施された。こうした政策は外形的にキリスト教禁教を遵守している状態を創出したが、これに応じていけばキリシタンではないことの証明となる大義を得ることになった。幕府や藩のこれらの政策は、人間の内的部分に踏み込んだものではなかったことは、“潜伏キリシタン”の存在などから裏付けられる。つまり、キリシタンたちは禁教政策を凌駕した強い精神力をもって信仰を保持していたのである。一方、キリシタンたちを徹底的に取り締まっている事実は、当時、日本に訪れていた外国人たちには稀有に映っており、様々なツールで発信された。

そこで本展では、幕府、そして熊本藩が展開したキリシタン政策について取り上げる。各地で一様ではなかったキリシタン政策を実物資料から紐解いていきたい。2018年に「長崎・天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録されたが、本展を通じて理解が進む一助となれば幸いである。

令和元（2019）年7月30日

熊本大学大学院人文社会科学研究所
准教授 安高 啓明

I 絵踏による信仰の証明

長崎や平戸、熊本など九州地方を中心に各地で行なわれた絵踏は、マリアやキリストの像を踏ませることで、キリスト教徒ではないことの証明として実施されていました。年頭に行なわれた絵踏は、しだいに年中行事として民衆から認識されるようになります。

真鍮踏絵（レプリカ）

差出：時代歴史模型製作所蜂須賀徳治

年代：昭和六(1931)年 所蔵：安高啓明研究室

キリシタンの聖像画を参考に、長崎奉行所が鋳物師萩原祐佐に作成させた真鍮製踏絵のレプリカです。絵踏では従来キリシタンの信仰道具が用いられていましたが、踏絵の強度の問題から真鍮製の踏絵が採用されます。信仰道具が絵踏に用いられなくなったことで、キリシタンの取り締まりは緩和されることになりました。

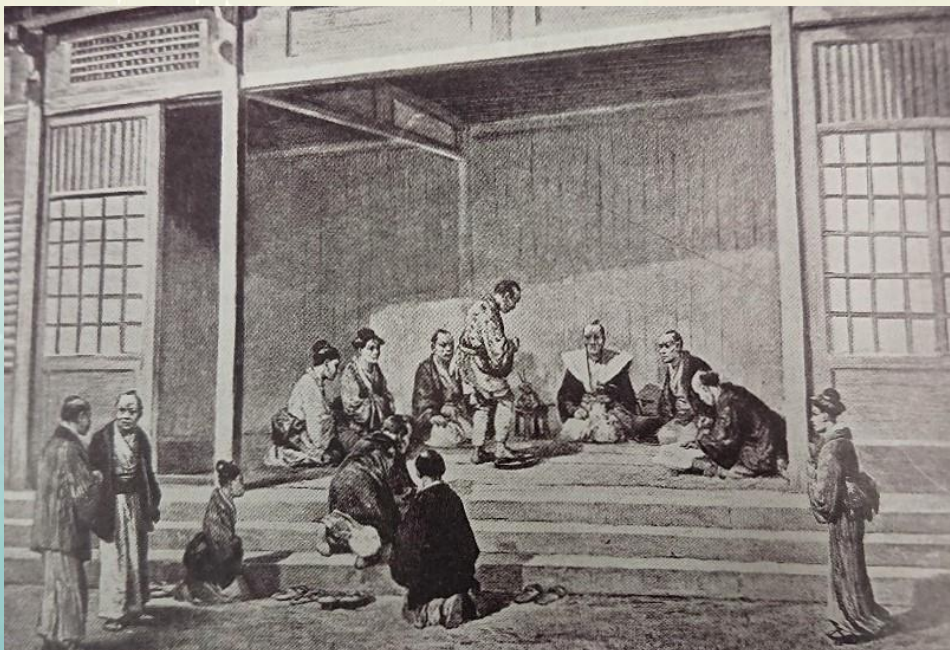
この真鍮踏絵には、キリストを抱いた聖母マリアが聖ドミニクスにロザリオを手渡す様子が表されています。



『JAPAN AS I SAW IT』

著者：A.H.EXNER

年代：未詳 所蔵：安高啓明研究室



この史料は、日本にやってきたA.H.EXNERが日本の社会や文化、歴史などについて叙述したものです。ここでは、絵踏の様子が描かれています。

「家光の政権下において、キリスト教徒の迫害のときに、足で十字架を踏むこと」と英文の註釈が付けられており、絵踏を「迫害」と認識していたことがわかります。

II 起請文にみるキリシタン改め

絵踏を行なう一方、武士に対しては証文を提出させ、非キリシタンであることを証明させていました。ここでは、藩が家臣の宗門を把握するために行なったキリシタン改め方法について、三通の史料をとおして紹介します。

切支丹宗門改書

差出：類族改方 宛先：長岡監物(米田是知) 年代：天明三(1783)年 所蔵：安高啓明研究室

これは、転びキリシタンの子孫を管理する親類局から、熊本藩の重臣である長岡監物に対して、家中全てのキリシタン改を命じたものです。奉公人などを召し抱えるにあたっては、家臣が責任を持って非キリシタンであることを誓わせ、藩に報告することが義務でした。また、訴人には褒美を与えることで、キリシタンの密告を促していることがわかります。

切支丹宗門改書
 如申達候に無悔忌可被成
 御改候、尤来春奉公人
 出替之時分、新参者
 不及申居続并譜代之者
 南蛮之誓詞書物
 且那坊主之裏書判形
 被取置所持被人御念
 可被相改候、将又年々
 從五月九月迄者異国船
 次第参居、至十月
 帰帆之事情間、弥
 可被人御念候、自然不審
 尤此触状可被成御判形候
 天明三年
 七月三日 親類御改所
 長岡監物殿

成者於有之者即刻
 御奉行所江可被相違候
 従前々如被
 仰出候、彼宗門之者見出
 聞出於訴人之輩者、
 御褒美可被下旨候条、
 面々被召仕候末々
 男女至迄堅可被仰付候、
 尤此触状可被成御判形候
 天明三年
 七月三日 親類御改所
 長岡監物殿

【訳文】
 キリシタン宗門の事は毎年滞りなく改めるべきである。奉公人から家臣に至るまで、男女ともに八歳以上の者には日本・南蛮式の誓詞を書かせ、且那寺坊主の判を押し、キリシタン改めに抜け目がないようにすること。また、毎年五月から九月までは異国船が来航するので、その時分は特に入念に改めること。若し不審な者がいればすぐに奉行所へ伝えること。キリシタンを密告したものには、従来が決まりに従い褒美を与える。以上のことは、召仕の男女すべてに仰せつけるべきである。非キリシタンであることを誓わせ、この触状に印判させるように。
 天明三年
 七月三日
 親類御改所
 家臣へもこれを達しなさい
 長岡監物殿

【翻刻文】

切支丹宗門之儀毎年
 如申達候、無悔忌可被成
 御改候、尤来春奉公人
 出替之時分、新参者
 不及申居続并譜代之者
 南蛮之誓詞書物
 且那坊主之裏書判形
 被取置所持被人御念
 可被相改候、将又年々
 從五月九月迄者異国船
 次第参居、至十月
 帰帆之事情間、弥
 可被人御念候、自然不審
 尤此触状可被成御判形候
 天明三年
 七月三日 親類御改所
 長岡監物殿

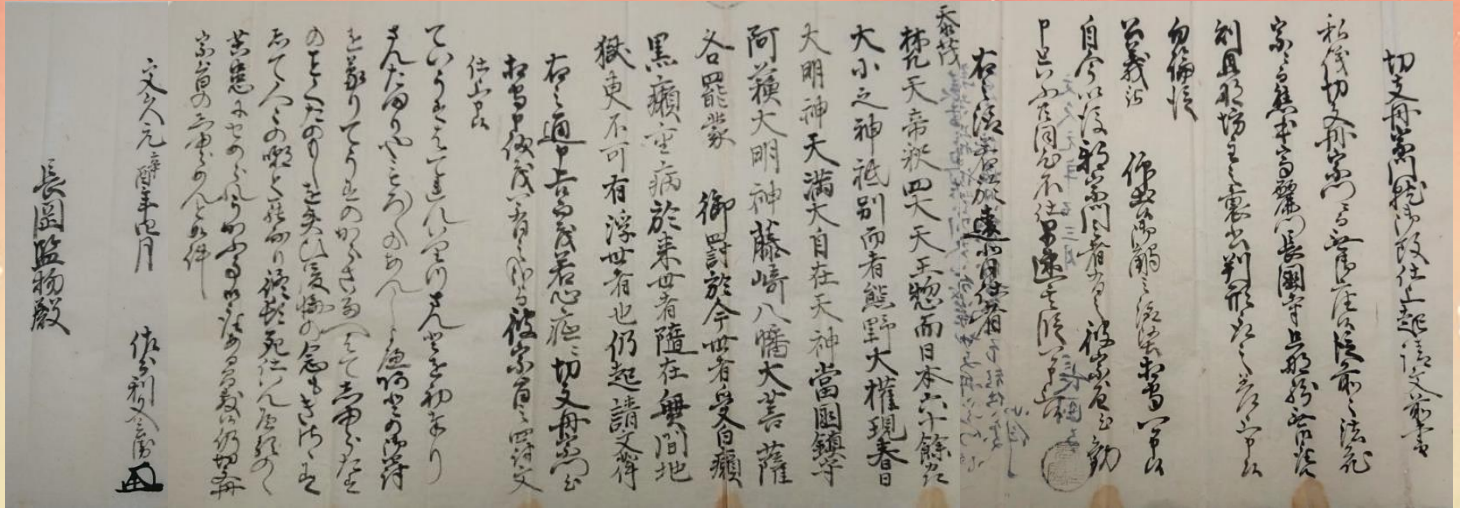


天明三年
 七月三日 親類御改所
 御組中江茂可被及
 印籠監物

切支丹起請文

差出：佐分利又兵衛 宛先：長岡監物(米田是豪) 年代：文久元(1861)年 所蔵：安高啓明研究室

この起請文は、熊本藩の宗門改に際して、武士身分である佐分利又兵衛から、当時家老職の長岡監物に対して提出されたものです。キリスト教を信仰しないこと、禁教政策という幕府の方針に背かないことが、神文によって誓言されています。表向きは仏教徒として生活しながら密かに信仰する者に対しては、キリスト教の文言を用いた南蛮誓詞を提出させ、キリシタンへの立帰りを防いでいました。



南蛮誓詞

神文

宗門覚書

差出：竹原九左衛門 宛先：長岡監物

年代：文政六(1823)年 所蔵：安高啓明研究室

「切支丹宗門改書」「切支丹起請文」と同様に、この覚書においても、従来から遵守するように命じられていた「公儀」の法令、すなわちキリシタン改を、家中の全ての人に行なっていると記しています。この史料から分かるように、1つ目の史料に記された「触状」への判形は、召し抱えの家内末々まで、毎年のように行なわれていました。

【翻刻文】

宗門覚書

切支丹宗門之儀、従前々無懈怠今以相改申候、
先年従

公儀被 仰出候御法度書之趣奉得其意候、

弥以私家内並組方末々迄、堅相改申候処、

不審成者無御座候、尤毎年触状判形

被置申候、若相替儀茂御座候者、急度

可申上候、為其如斯御座候以上

文政六癸未年三月 竹原九左衛門(花押)

長岡監物殿

【翻刻文】

切支丹宗門就御改仕上起請文前書

私儀切支丹宗門ニ而無御座候段前々法花

宗ニ而熊本高麗門長国寺檀那紛無御座候

則檀那坊主之裏書判形取之差上申候

勿論

公儀被 仰出候御触之趣堅相守可申候

自今以後邪宗門之者有之彼宗旨を勤

申といふ共同心不仕早速其段可申上候

右之趣若於違背仕者

【神文】

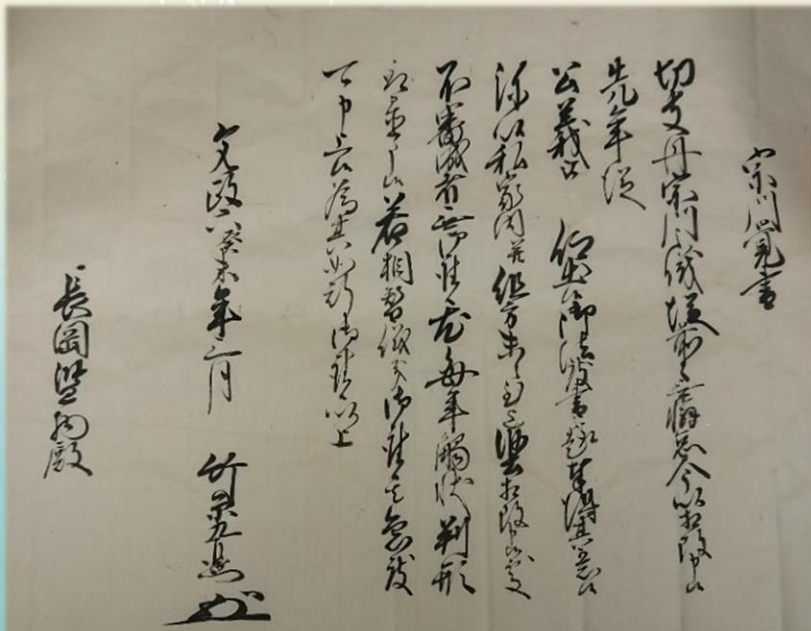
右之通申上候而茂若心底ニ切支丹宗門を

相守申儀茂可有之哉与彼宗旨之罰文

仕上申候

【南蛮誓詞】

文久元年 辛酉年四月 佐分利又兵衛(花押)



船の科学館平成 30 年度 PROGRAM 3 「海の学び調査・研究サポート」採択事業

長崎・熊本両県における自然災害（地震・噴火・津波）に関する総合調査

—寛政4年「島原大變肥後迷惑」の文献・慰霊碑を中心に—

研究代表：安高 啓明（熊本大学大学院准教授）

作成：山下 葵（熊本大学大学院）

川端 駆（熊本大学）

